

## プロジェクト 税効果会計

## 項目 本日の審議事項

## 前回までの検討事項

1. 税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、日本公認会計士協会（JICPA）から公表されている税効果会計に関する実務指針（会計処理に関する部分）について、第 329 回企業会計基準委員会及び第 30 回専門委員会以降、5 本の実務指針を以下のように 3 本の会計基準等に移管すべく、審議を行っている。

JICPA の実務指針	移管後の会計基準等（仮称）
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「連結税効果実務指針」という。）</li> <li>➤ 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「個別税効果実務指針」という。）</li> <li>➤ 会計制度委員会「税効果会計に関する Q&amp;A」（以下「税効果 Q&amp;A」という。）</li> </ul>	(1) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針（仮称）」（以下「税効果適用指針（案）」という。）
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」</li> </ul>	(2) 「中間財務諸表における税効果会計に関する適用指針（仮称）」
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」</li> </ul>	(3) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（以下「法人税等会計基準（案）」という。）

2. このうち、法人税等会計基準（案）については、2016 年 11 月 9 日に公開草案を公表した。本公開草案のコメント期間は 2 か月であり、2017 年 1 月 10 日に締め切られた。
3. その他の実務指針等の移管について、早急に対応すべきものとして検討を進める論点（開示、未実現損益の消去に係る税効果及びその他）及び税効果適用指針（案）の検討状況は、以下のとおりである。

検討の内容	企業会計基準委員会	専門委員会
(1) 開示	第 329 回 (2016 年 2 月 10 日) 第 330 回 (2016 年 2 月 24 日) 第 332 回 (2016 年 3 月 23 日) 第 334 回 (2016 年 4 月 21 日) 第 352 回 (2017 年 1 月 10 日)	第 30 回 (2016 年 2 月 4 日) 第 31 回 (2016 年 2 月 22 日) 第 32 回 (2016 年 3 月 7 日) 第 33 回 (2016 年 4 月 15 日) 第 44 回 (2016 年 12 月 19 日) 第 45 回 (2017 年 1 月 13 日)
(2) 未実現損益の消去	第 338 回 (2016 年 6 月 16 日)	第 34 回 (2016 年 5 月 12 日)

## 審議事項(3)-1

検討の内容	企業会計基準委員会	専門委員会
に係る税効果（繰延法か資産負債法か）	第 353 回（本日）	第 36 回（2016 年 6 月 28 日） 第 43 回（2016 年 11 月 17 日） 第 45 回（2017 年 1 月 13 日）
(3) (1) 及び(2) 以外の論点 <sup>1</sup>	第 336 回（2016 年 5 月 11 日） 第 337 回（2016 年 5 月 31 日）	第 33 回（2016 年 4 月 15 日） 第 34 回（2016 年 5 月 12 日） 第 36 回（2016 年 6 月 28 日）
(4) 税効果適用指針（案）	—	第 37 回（2016 年 7 月 21 日） 第 38 回（2016 年 8 月 8 日） 第 39 回（2016 年 8 月 31 日） 第 40 回（2016 年 9 月 20 日） 第 41 回（2016 年 10 月 11 日） 第 42 回（2016 年 10 月 25 日） 第 43 回（2016 年 11 月 17 日） 第 45 回（2017 年 1 月 13 日）

### 本日の審議事項

4. 本日は、未実現損益の消去に係る税効果に関する論点の審議を行う（審議事項(3)-2）。なお、第 45 回専門委員会で聞かれた意見を審議事項(3)-3 に記載している。

以 上

<sup>1</sup> (1) 及び(2)以外の早急に対応すべき論点とは、以下の 4 つの論点である。

- ・連結納税と企業結合における税効果会計の整合性
- ・繰延税金負債の支払可能性
- ・子会社の投資に係る税効果（連結税効果実務指針における定めとの整合性）
- ・関連会社の留保利益等に係る税効果